

平成20年(ネ)第125号・普天間米軍基地爆音差止等請求控訴事件

配布資料目録

福岡高等裁判所那覇支部民事部

※第1審原告を「原告」と、第1審被告を「被告」と表示する。

1 判決主文

-----別紙「原告目録1ないし3」及び「賠償額一覧表（訴状送達前、訴状送達後）」の添付は省略した。

2 判決骨子

-----本判決における各判断事項について、その結論と理由の要点をごく簡潔にまとめたものである。

別紙として、「測定地点別実測W値一覧表」を添付した。

3 第1、2審判決対照表

-----主要な争点について、第1審判決の判断と第2審判決（本判決）の判断とを比較対照したものである。

4 判決要旨

-----本判決における各判断事項のうち主要な論点について、その結論と理由を抜き書きに近い形でまとめたものである。

第1 本件訴訟の経過について（1頁）

第2 本件差止請求の当否について（2頁）

第3 本件航空機騒音の態様と侵害の程度等について（4頁）

第4 本件航空機騒音による被害の性質と内容について（4頁）

第5 危険への接近の法理について（9頁）

第6 基本となる慰謝料額について（14頁）

第7 住宅防音工事による慰謝料額の減額について（17頁）

以上

(資料1)

判決主文

- 1 原判決中、普天間飛行場における米軍機による一定の時間帯の離着陸及び航空機騒音の到達の差止請求、航空機騒音を測定・記録し、一定の航空機騒音が到達する地域を明確にすべきことの請求に関する部分に対する別紙原告目録3記載の原告らの控訴をいずれも棄却する。
- 2 別紙原告目録1記載の原告らの控訴に基づき、原判決中、損害賠償請求に関する部分を次のとおり変更する。
 - (1) 平成22年1月29日以降に生ずるとする将来の損害の賠償請求に係る別紙原告目録2記載の原告らの訴えをいずれも却下する。
 - (2) 被告は、次のアないしエ記載の原告らに対し、各記載の金員を支払え。

ア 別紙「賠償額一覧表（訴状送達前）」記載の原告らに対し、「損害賠償額合計」欄に記載した各金員

イ 上記ア記載の各金員に対する、第1事件原告らについては平成15年1月7日から、第2事件原告らについては同年5月7日から、それぞれ支払済みまで年5分の割合による金員

ウ 別紙「賠償額一覧表（訴状送達後）」記載の原告らに対し、「損害賠償額合計」欄に記載した各金員

エ 上記ウ記載の各金員に対する各「遅延損害金起算日」欄に記載した日からそれぞれ支払済みまで年5分の割合による金員
 - (3) 別紙原告目録1記載の原告らのその余の請求をいずれも棄却する。
- 3 被告の控訴をいずれも棄却する。
- 4 訴訟費用は、第1、2審とも、第1事件及び第2事件を通じてこれを2分し、その1ずつを別紙原告目録1記載の原告ら及び被告の各負担とする。
- 5 この判決の第2項(2)は、本判決が被告に送達された日から14日を経過したときは、仮に執行することができる。

以上

(資料2)

判決骨子

1 本件差止請求の当否について

普天間飛行場に係る被告と米軍との法律関係は条約に基づくものであるから、被告は、条約ないしこれに基づく国内法令に特別の定めがない限り、米軍の普天間飛行場の管理運営の権限を制約し、その活動を制限することはできないところ、関係条約及び国内法令に特別の定めはない。原告らが米軍機の離着陸等の差止めを請求するのは、被告に対してその支配の及ばない第三者の行為の差止めを請求するものであるから、本件差止請求は、主張自体失当として棄却を免れない。また、被告が、米軍との「共同妨害者」として、本件差止請求に服すべき立場にあると解することもできない。

以上のとおり、原告らは、現行法制度上、普天間飛行場の航空機騒音について、差止請求という法形式による司法的救済を求めることはできない。

2 本件航空機騒音の態様と侵害の程度等について

普天間飛行場周辺の実勢W値は、別紙「測定地点別実測W値一覧表」に記載のとおりであり、実勢騒音と本件センターのW値の想定する騒音のレベルとの間に、著しい乖離、矛盾はない。したがって、原告らは、本土復帰の日から現在まで、それぞれW80区域又はW75区域に居住している間、航空機騒音のため、W80区域ではかなり大きな騒音に、W75区域では大きな騒音に、いずれも高い頻度で曝露されている。

3 本件航空機騒音による被害の性質と内容について

原告らは、航空機騒音により、会話妨害、通話妨害、テレビ・ラジオの聴取妨害、趣味生活や知的作業の生活妨害、睡眠妨害という基本的な生活利益の侵害やこれらに伴う精神的苦痛等の被害を受けている。

そして、① 低周波音を含む騒音に曝露された場合、心身に対する騒音被害が一層深刻化するという経験則がある、② 航空機騒音による生活妨害についての回答

結果は、W値と量反応関係にあり、かつ、普天間飛行場周辺の反応率は、嘉手納飛行場周辺より、W値で5ないし10に相当する程度高くなっているが、この反応率の差異を導く主要な要因として想定できるのは、低周波音の影響しかない、③ 普天間飛行場の常駐機は、低周波音を発生しやすいヘリコプターとプロペラ機を中心であり、嘉手納飛行場とは常駐機の構成に際立った違いがある、等の点を考慮すると、普天間飛行場周辺においては、航空機騒音に低周波音が含まれることにより、精神的苦痛が増大させられている。

4 危険への接近の法理について

本土復帰の日以降に普天間飛行場の本件センター内に転居した原告らは、騒音の詳細な実態はともかくとして、普天間飛行場周辺では、離着陸する航空機による騒音があることを、認識し又は認識することができたと解されるから、当該原告らが、航空機騒音による被害を「容認」していたとも評価し得る。

しかし、① 沖縄本島中部地域では、普天間飛行場の騒音の影響を受けずに居住できる地域が限られていて、もともと損害回避の可能性が乏しい、② その上で、原告らは、地縁上、血縁上の理由から、あるいは、生活上、職業上の理由から、やむを得ず普天間飛行場周辺に転居したもので、特段非難されるべき事情は認められない、③ これに対し、被告は、近接する嘉手納飛行場について、騒音被害が違法な水準に達しているとの司法判断が3度にわたって示されているのに、抜本的な騒音対策を講じて違法状態を解消していない上、いまだ自らが定めた環境基準の基準値も達成していない、等の事情にかんがみると、最高裁昭和56年大法廷判決にいう「特段の事情」が存在すると認められるから、被告をして損害賠償責任を免れさせ、又はこれを減じるのは、衡平の理念に反する。

したがって、危険への接近の法理による免責・損害賠償額の減額をいう被告の主張は、理由がない。

5 消滅時効について

訴え提起の日からそれぞれ3年前の応答日よりも前に発生した被害に関する原告

らの損害賠償請求権は、民法724条所定の3年の期間の経過により時効消滅した。また、被告による消滅時効の援用は、権利の濫用には当たらない。

6 基本となる慰謝料額について

慰謝料額の算定は、本件コンターのW値を基準として算定するのが相当であるところ、算定に当たっては、以下のような事情を考慮すべきである。

すなわち、① 普天間飛行場周辺に居住する原告らが航空機騒音により受ける精神的苦痛の程度はかなり高く、特に、沖縄国際大学への米軍ヘリコプターの墜落事故によって、米軍機の墜落への恐怖は現実的なものとなり、原告ら周辺住民の精神的苦痛が増大している、② これに対し、被告は、抜本的な騒音対策を講じて違法状態を解消していない上、いまだ環境基準の基準値も達成していない、③ そして、平成8年に合意された騒音防止協定上、午後10時以降の米軍機の飛行は、原則として制限されているが、最近は、「運用上の所用のために必要」との理由で、午後11時までの飛行が常態化している。これに対し、被告は、運用上の必要性について調査・検証するよう米軍に求めるなど、騒音防止協定を遵守させ、実効あるものにするための適切な措置をとっておらず、そのため、騒音防止協定は、事実上、形骸化していると言っても過言ではない、④ 米国では、域外の飛行場を含めて飛行場周辺にはクリアゾーンが設定されているが、普天間飛行場周辺では、クリアゾーンに属すべき地域に学校、病院等の施設が存在しており（この経緯について、「危険への接近」として原告らを非難することはできない。），そのため、普天間飛行場は「世界一危険な飛行場」と称されている。

以上に加えて、基地騒音訴訟において現行水準の慰謝料額が認定されて以来、既に約20年が経過し、この間に生命、身体等の法益に対する社会的評価が大きく高まっていることを併せ考慮すると、本件の慰謝料額の基準は、第1審判決の倍額、すなわち、W7.5区域は日額200円（月額約6000円）、W.8.0区域は日額400円（月額約1万2000円）とするのが相当である。

7 住宅防音工事による慰謝料額の減額について

住宅防音工事は、航空機騒音を一定程度遮断する効果を有している。しかし、① 防音工事そのものによる防音効果の程度には疑問がある（防音効果のかなりの部分は、建物自体の遮音効果による。），② 部屋を密室化すると、閉塞感、換気の悪さ等による生活の質の低下が生ずる，③ また、部屋を密室化すると冷房を使用せざるを得ないが、これによる電気料金が大きな負担となる，④ さらに、高温多湿かつ海洋性の気候であり、また、窓を開け放して暮らす習慣があるという、沖縄の気候の特質や生活習慣を考慮すると、普天間飛行場周辺の住宅における防音工事の効果を、横田、厚木、小松等の温帯地方にある飛行場周辺の住宅の場合と同じように評価するのは相当ではない。

以上の点を考慮すると、住宅防音工事については、① 最初の1室については、基本となる慰謝料額の10%を減額する、② 2室目以降については、1室増えるごとに基本となる慰謝料額の5%を減額する、③ しかし、減額割合は、最大でも20%にとどめる、という取扱いをするのが相当である。

8 将來の損害賠償請求に係る訴えの適否について

将来（当審口頭弁論終結の日の翌日以降）の損害賠償請求に係る訴えは、将来の給付の訴えを提起することのできる請求権としての適格を有しないから、不適法として却下すべきである。

9 本件騒音測定等請求の当否について

原告らが、被告に対し、騒音の測定・記録等という態様の作為を請求できる実定法上の根拠は存しないし、解釈論としてもこのような請求は認められない。したがって、原告らの上記請求は、主張自体失当で理由がない。

10 結論

- (1) 原判決中、① 本件差止請求、② 本件騒音測定等請求を棄却した原審の判断は相当であるから、原告らの控訴を棄却すべきである。
- (2) 損害賠償請求に関する部分については、原告らの控訴に基づき、原判決を次のとおり変更する。

ア 平成22年1月29日（当審口頭弁論終結の日の翌日）以降に生ずるとする損害の賠償請求に関する原告らの訴えは、不適法として却下する。

イ 平成22年1月28日（当審口頭弁論終結の日）までに生じたとする過去の損害の賠償請求に関しては、「賠償額一覧表」のとおり認容額を変更する。

(3) 被告の控訴は、理由がないから棄却する。

以上

測定地点別実測WV値一覧表

右は年度 下は測定地点	告示 WV値	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
県野嵩測定局	80	76.2	76.7	76.5	76.7	79.3	76.1	73.7	72.0	73.8	72.7	77	77
県上大謝名測定局	80	83.1	83.5	83.3	84.0	86.8	81.8	82.3	78.7	80.9	80.7	85	83
県新城測定局	75	72.7	72.1	71.5	70.0	72.4	72.6	72.2	69.7	69.2	71.3	73	73
市真志喜測定局	75	69.9	70.6	71.1	71.1	70.0	70.1	68.9	66.2	67.9	67.6	67	69
国新城測定点	80	79.9	80.9	80.3	79.8	82.7	78.8	77.1	74.2	76.5	76.7	80.0	79.3
国大謝名測定点	80	81.0	82.1	81.9	80.6	81.5	78.4	74.8	73.0	75.4	75.8	80.2	79.8

※ 県等測定局の数値及び国測定点の上段の数値は、環境基準方式による年間WV値である。
 ※ 国測定点の下段の数値は、防衛施設方式による年間WV値の近似値(国施設方式近似WV値)である。

(資料3)

第1, 2審判決対照表

争点	第1審判決	第2審判決
飛行等の差止請求	請求棄却	請求棄却(控訴棄却)
騒音測定等の請求	請求棄却	請求棄却(控訴棄却)
損害賠償の受忍限度	W値75	W値75
損害賠償請求が認められたW値の区域	W値75, 80	W値75, 80
低周波音による被害との因果関係	否定	肯定
慰謝料額の基準	W値80の区域 日額200円 (月額約6000円)	W値80の区域 日額400円 (月額約1万2000円)
	W値75の区域 日額100円 (月額約3000円)	W値75の区域 日額200円 (月額約6000円)
合計認容損害額(元金のみ)	1億4672万3202円	3億6901万5174円 (第1審認容額の約2.5倍)
危険への接近の法理による免責・減額	否定 (個々の原告について、具体的な認識や転居に至る事情を検討している)	否定 (個々の原告について、具体的な認識や転居に至る事情に立ち入らない)
住宅防音工事による損害賠償額の減額	1室目 10% 2室目以降 1室につき5% 減額の上限 30%	1室目 10% 2室目以降 1室につき5% 減額の上限 20% (減額の上限を20%にとどめる)
将来の損害賠償請求(口頭弁論終結日の翌日から1年分)	訴え却下	訴え却下

(注) 網かけ部分は、第1, 2審の判断が異なる部分である。

(資料4)

判決要旨

第1 本件訴訟の経過について

1 請求の要旨

本件は、普天間飛行場周辺に居住する住民らが、普天間飛行場を安保条約及び地位協定によって米軍に提供している被告に対し、本件航空機騒音による被害を主たる理由として、① 人格権、環境権及び平和的生存権に基づき、夜間（午後7時から翌日午前7時までの間）における航空機の離着陸等の差止め及び昼間（午前7時から同日午後7時までの間）における原告らの居住地内への65ホンを超える本件航空機騒音の到達の差止めを求めるとともに（本件差止請求）、② 本件航空機騒音の測定・記録及び一定の本件航空機騒音が到達する地域を明確にすることを求め（本件騒音測定等請求）、さらに、③ 国家賠償法1条1項又は民事特別法1条若しくは2条に基づき、昭和47年5月15日（沖縄の本土復帰の日）から平成20年1月31日（原審口頭弁論終結の日）までの過去の損害の賠償及び同年2月1日（原審口頭弁論終結の日の翌日）から1年間の将来の損害の賠償並びに遅延損害金の支払を求めた（本件損害賠償請求）事案である。

原告らの数は、当初、平成14年10月29日に訴えが提起された第1事件が200名、平成15年4月14日に訴えが提起された第2事件が204名の合計404名であったが、そのうち8名が訴えを取り下げ、死亡した4名が他の原告らに承継された結果、合計392名となった。このうち、原審口頭弁論終結時において本件コンター内に居住しているとして、本件差止請求、本件騒音測定等請求及び原審口頭弁論終結の日の翌日以降に生ずべき将来の損害の賠償請求をしていた原告らは、324名である。

2 原判決の要旨

原審は、原告らの上記請求のうち、① 本件差止請求をいずれも棄却し、② 本件騒音測定等請求をいずれも棄却し、③ 平成20年2月1日（原審口頭弁論終結

の日の翌日)以降に生ずるとする将来の損害の賠償請求に係る訴えをいずれも不適法として却下し、④ 平成20年1月31日(原審口頭弁論終結の日)までに生じたとする過去の損害の賠償請求については、本件コンターのW値ごとに分けて、W75区域については1日当たり100円、W80区域については1日当たり200円を基準として慰謝料額を算定し、過去の損害の賠償請求の一部を認容し、その余の請求を棄却した。

3 原判決に対する控訴

(1) 原告らは、上記敗訴部分を不服として控訴した。ただし、上記①及び②については、一部の原告だけから控訴が申し立てられているため、当審口頭弁論終結時点における不服申立ての範囲は、次のとおりである。

ア 原告目録3記載の原告らにおいて、本件差止請求及び本件騒音測定等請求

イ 原告目録2記載の原告らにおいて、平成22年1月29日(当審口頭弁論終結の日の翌日)以降に生ずるとする将来の損害の賠償請求

ウ 原告目録1記載の原告ら(控訴をしているすべての原告ら)において、平成22年1月28日(当審口頭弁論終結の日)までに生じたとする過去の損害の賠償請求。ただし、その請求額は、原判決認容額の3倍の金額である。

原告らの数は、当審口頭弁論終結の時点において、訴えの取下げ及び訴訟承継の結果、原告目録1記載の原告らが387名、同目録2記載の原告らが308名、同目録3記載の原告らが10名である。

(2) 被告は、原判決中の被告の敗訴部分を不服として、控訴した。

第2 本件差止請求の当否について

1 普天間飛行場に係る被告と米軍との法律関係は条約に基づくものであるから、被告は、条約ないしこれに基づく国内法令に特別の定めがない限り、米軍の普天間飛行場の管理運営の権限を制約し、その活動を制限することはできないところ、関係条約及び国内法令に特別の定めはない。原告らが米軍機の離着陸等の差止めを請求するのは、被告に対してその支配の及ばない第三者の行為の差止めを請求する

ものであるから、本件差止請求は、主張自体失当として棄却を免れない。また、被告が、米軍との「共同妨害者」として、本件差止請求に服すべき立場にあると解することもできない。

2 原告らは、被告の帰責性及び事実上の影響力を考慮すれば、被告は「共同妨害者」と判断されるべきであると主張する。

しかし、原告らの主張する被告の帰責性及び事実上の影響力を考慮したとしても、被告に対して差止命令を発すべきであるとはいえない。この点に関し、原告らは、被告は、地位協定上の当事者である米軍に対し、安保条約の廃棄（安保条約10条）ないし提供施設の返還要求（地位協定2条2項、3項）を行い、事実上の影響力を行使することにより、米軍機の運航を規制することができる地位にあると主張する。しかし、被告が、安保条約を廃棄し、又は普天間飛行場の提供施設の返還要求をするか否かは、我が国の安全保障全般に直接影響し、かつ、国の存立の基礎に極めて重大な関係を持つ事柄であるから、上記の返還要求等の当否の判断は、被告（政治部門である日本国政府）による政治的責任を伴った広範な裁量にゆだねられているというほかはなく、司法機関において、かかる被告の行動に影響を及ぼす可能性のあるような差止命令を発することはできない。

3 さらに、原告らは、仮に、駐留米軍の不法行為につき、原告らの裁判を受ける権利（米軍に対して差止請求をする権利）を喪失させることが、行政権の裁量行為ないし国会の裁量行為として憲法上許されるとしても、その代償措置として、安保条約及び地位協定上の権限ないし影響力を行使して、米軍の違法行為の中止・是正を求める措置義務を負い、裁判所はこれを被告に命ずべきであると主張する。

しかし、上記2のとおり、被告（日本国政府）による政治的責任を伴った広範な裁量にゆだねられている事項につき、司法機関が被告の行動に影響を及ぼす可能性のあるような差止命令を発することはできないし、そもそも、被告が地位協定を締結したことにより、当然に上記のような代償措置を講ずる義務が発生すると解すべき根拠もない。

4 以上のとおり、原告らは、現行法制度上、普天間飛行場の航空機騒音について、差止請求という法形式による司法的救済を求めるることはできない。しかし、このことは、もとより、被告に普天間飛行場周辺の騒音の状況を改善する責務がないことを意味するものではなく、被告としては、後記のとおり、日米合同委員会で合意された平成8年規制措置（騒音防止協定）を米軍に遵守させることを始めとして、より一層強い意味で本件航空機騒音の改善を図るべき政治的な責務を負っている。

第3 本件航空機騒音の態様と侵害の程度等について

1 本件センターは、環境基本法に基づく昭和48年環境基準や、防衛施設周辺地域の生活環境等の整備を行う根拠となる生活環境整備法を踏まえ、昭和52年に行われた大規模かつ詳細な騒音測定等の調査の結果を等音線図にまとめたものであって、その後に上記調査に匹敵する調査はされていない。W80区域、W75区域とも、各区域内に設置されている測定局点における近年の測定結果と、本件センターのW値の想定する騒音レベルとの間に著しい乖離、矛盾はみられない。そして、昭和47年5月15日から上記昭和52年までの間も、普天間飛行場を離着陸する米軍機により、かなり大きな騒音又は大きな騒音が高い頻度で発生していたと推認できる。

2 したがって、原告らは、昭和47年5月15日から現在（当審口頭弁論終結時）まで、それぞれW80区域又はW75区域に居住している期間、低周波音を含む本件航空機騒音のため、W80区域にあってはかなり大きな騒音に、W75区域にあっては大きな騒音に、いずれも高い頻度で曝露されている。

第4 本件航空機騒音による被害の性質と内容について

1 低周波音を含む本件航空機騒音によって原告ら全員が最低限この程度までは等しく受けていると認められる被害があり、このような被害（共通被害）を原告らに共通する損害として、各自につきその限度で慰謝料という形で賠償を求めることが許される。

2 被害の性質と内容及びこれに伴う精神的苦痛

(1) 原告らは、本件コンター内に居住する間、本件航空機騒音により、① 会話妨害、通話妨害、テレビ・ラジオの聴取妨害、趣味生活、知的作業の妨害という生活妨害及び睡眠妨害という基本的な生活利益の侵害による被害並びにこれらに伴う精神的苦痛を受けるとともに、② 本件航空機騒音を直接の原因とするイライラ感や不快感に伴う精神的苦痛を、普天間飛行場を離着陸する米軍機の墜落への不安感や恐怖感（ひいては生命又は身体に対する危険への不安感）によって増大させられつつ、受けており、また、③ 高血圧や頭痛、肩こり等のストレスによる身体的被害の発生に対する不安感等の精神的苦痛を受けている。そして、原告らは、本件航空機騒音によるこれらの被害を、W80区域の方がW75区域よりは著しいという意味でそれぞれその居住する区域のW値に応じて等しく受けている。

(2) 原告らは、当審において、原告らが本件航空機騒音に曝露されることにより、虚血性心疾患を発症して死に至る危険性が高まっていると主張する。

確かに、原告らの主張を裏付ける研究成果は存在するが、生命又は身体への危険そのものは、個別性の高い被害であって、個々の生活条件等にかかわらず各原告に共通して生じているとはいえない。そして、原告らが等しく有している米軍機の墜落への不安感や恐怖感も、究極的には生命又は身体に対する危険への不安感等に共通するから、その一部として位置づければ足りる。

(3) 本件航空機騒音により聴覚障害の発生の危険性があるとはいえないでの、原告らが、本件コンター内に居住する間、聴覚障害の発生に対する不安感等の精神的苦痛を受けているとはいえないが、高血圧や頭痛、肩こり等のストレスによる身体的被害の発生に対する不安感等の精神的苦痛を、W80区域の方がW75区域よりは著しいという意味でそれぞれその居住する区域のW値に応じて等しく受けている。

3 低周波音による被害

(1) 原告らは、本件低周波音により、頭痛、不眠、イライラ感等の精神的苦痛を被っていると主張する。

(2) この点、環境庁（当時）における昭和59年12月の調査結果によつても、低周波空気振動により人体に影響が及ぶことが証明されなかつたから、原告らの上記主張を、直接に裏付ける科学的な研究成果は存在しない。

(3) しかし、上記調査結果も、騒音に低周波音が含まれる条件下での生理的影響、心理的反応等に着目した調査研究を進め、低周波音の及ぼす諸影響を解明する必要があること自体は否定していない。

また、WHOも、平成11年に、騒音に低周波音が含まれる場合には、これが含まれない場合よりも低い環境騒音のガイドライン値が適用されるべきであるとの見解を表明しているから、低周波音の存在が騒音被害を一層深刻化させる要因となるとの認識が相当程度広まっている。

さらに、環境省環境管理局大気生活環境室において、平成14年ないし平成16年に、低周波音による心理的苦情、生活的苦情に対処するための対策事例集や、対応の手引書が作成されるなど、我が国でも、低周波音による心理的苦情及び生活的苦情が現に存在し、かつ、環境対策として行政において対処すべき課題であると認識されるに至っている。

したがつて、低周波音の心身に対する影響については、その発生メカニズムや被害の程度が科学的に解明されているとまではいえないが、少なくとも、上記のような知見が蓄積された現在では、低周波音を含む騒音に曝露された場合、低周波音を含まない騒音に曝露された場合に比して、心身に対する騒音被害が一層深刻化するという経験則が見いだされるに至っている。

(4) そこで、上記の経験則を踏まえ、本件航空機騒音に低周波音が含まれることにより、原告らが心身に対する一層深刻な被害を受けているか否かを検討する。

(5) 環境省が平成16年に作成した「低周波音問題対応の手引書」では、G特性音圧レベルが92dB以上の場合、又は1/3オクターブバンド音圧レベルが心身に係る苦情に関する参考値を超える場合には、当該苦情が当該低周波音によるものである可能性が高いとされている。そして、昭和55年度の特別研究に係る「気になる

「一気にならない曲線」は、被験者の50%が気になると感じ始める最低レベルの音圧レベルを算出し、これを評価値（なお、上記参照値を超える数値である。）としてまとめたものである。そうすると、上記評価値を超えた音圧レベルの低周波音が測定された場合には、当該低周波音により不快感をもつ者が発生し、かつ、その確率が50%に至るものと推認されるから、当該低周波音により受忍限度を超えた損害が発生したものと評価できる。

なお、上記参照値及び上記評価値は、いずれも固定音源からの低周波音による苦情に対応するためのもので、交通機関等の移動発生源からの低周波音については適用対象外とするものであるが、低周波音の心身に対する影響の有無及び程度については、その発生源が固定されたものか移動するものかによって、本質的な差異が生ずるとは考え難いから、上記参照値及び上記評価値を基礎として低周波音による心身に対する被害を認定すること自体は、妨げられない。

(6) 平成11年度に行われた沖縄環境ネットワークによる調査結果及び平成13年度に行われた沖縄県による低周波音調査結果では、少なくとも心身に係る苦情に関する参考値を超える低周波音が測定され、平成14年度及び平成17年度に行われた沖縄県による低周波音調査並びに原審の検証及び当審の進行協議期日における低周波音測定結果では、上記評価値を超える低周波音が測定された。

(7) 沖縄県調査によれば、本件航空機騒音による生活妨害についての回答結果は、W値と量反応関係にあり、かつ、普天間飛行場周辺の反応率は、嘉手納飛行場周辺より、W値で5ないし10に相当する程度、高くなっているが、その差異を合理的に説明する要因は、低周波音の影響しか考えられない。

そして、普天間飛行場の常駐機は、低周波音を発生しやすいヘリコプターとプロペラ機が中心であるから、ジェット機が常駐機のほとんどである嘉手納飛行場に比して、低周波音が発生しやすい状況にある。

(8) 以上のとおり、① 低周波音を含む騒音に曝露された場合には、低周波音を含まない騒音に曝露された場合に比して、心身に対する騒音被害が一層深刻化する

という経験則が見いだされるに至っていること、② 普天間飛行場では、継続的に、心身に係る苦情に関する参照値及び「気になる一気にならない曲線」の評価値を上回る低周波音が測定されていること；③ 上記参照値及び上記評価値は、低周波音の発生源が固定されたものであることを前提とするが、低周波音の心身に対する影響の有無及び程度については、その発生源が固定されたものか移動するものかによって、本質的な差異が生ずるとは考え難いこと、④ 沖縄県調査によれば、本件航空機騒音による生活妨害についての回答結果は、W値と量反応関係にあり、かつ、普天間飛行場周辺の反応率は、嘉手納飛行場周辺より、W値で5ないし10に相当する程度、高くなっていること、⑤ 上記の反応率の差異を導く主要な要因として想定し得るのは、低周波音の影響しかないこと、⑥ 普天間飛行場の常駐機は、低周波音を発生しやすいヘリコプターやプロペラ機が中心であり、ジェット機が常駐機のほとんどである嘉手納飛行場とは、常駐機の構成に際だった違いがみられるにかんがみれば、固定音源に係る上記参照値及び上記評価値を基礎として、本件航空機騒音に含まれる低周波音による心身に対する被害を認定することには、合理性が認められる。

そして、前記のとおり、普天間飛行場では、継続的に、上記参照値及び上記評価値を超える低周波音が測定されている。したがって、原告らは、本件センター内に居住する間、普天間飛行場から発生する本件航空機騒音により、最低限等しく上記のような精神的苦痛を被っているところ、本件航空機騒音に低周波音が含まれることにより、W80区域の方がW75区域よりは著しいという意味でそれぞれその居住する区域のW値に応じて、その精神的苦痛が等しく増大させられている。

4 被害の性質と内容のまとめ

以上によれば、原告らは、本件航空機騒音により、① 会話妨害、通話妨害、テレビ・ラジオの聴取妨害、趣味生活、知的作業の妨害という生活妨害及び睡眠妨害という基本的な生活利益の侵害による被害並びにこれらに伴う精神的苦痛を受けるとともに、② 本件航空機騒音を直接の原因とするイライラ感や不快感に伴う精神

的苦痛を、普天間飛行場を離着陸する米軍機の墜落への不安感や恐怖感（ひいては生命又は身体に対する危険への不安感）によって増大させられつつ、受けており、また、③ 高血圧や頭痛、肩こり等のストレスによる身体的被害の発生に対する不安感等の精神的苦痛を受けている。さらに、原告らは、本件航空機騒音に低周波音が含まれることにより、その精神的苦痛が等しく増大させられている。また、原告らは、低周波音を原因とする建具等のがたつきに伴い、イライラ感及び不快感に伴う精神的苦痛を最低限等しく受けている。

そして、原告らは、本件航空機騒音によるこれらの被害を、W80区域の方がW75区域よりは著しいという意味でそれぞれその居住する区域のW値に応じて等しく受けている。

第5 危険への接近の法理について

1 普天間飛行場は、宜野湾市の中心部に位置し、同市の陸地面積の相当部分（平成14年当時で約2.4.7%）を占めているところ、この事実は、かねてより沖縄県民に広く認識されていた事実であり、また、米軍の飛行場が存在すれば、これを離着陸する航空機による騒音が相当程度発生することも、容易に予測し得るところである。そして、証拠及び弁論の全趣旨によれば、ベトナム戦争の拡大とともに、普天間飛行場を離着陸する航空機による騒音が次第に深刻な問題になってきたこと、昭和44年7月には、宜野湾市長が米軍海兵隊の司令官を訪ね、普天間飛行場でもヘリコプターや輸送機の離着陸が増え、嘉手納飛行場を飛び立つ航空機の騒音に輪をかけているとして、普天間飛行場周辺の上空を飛び交う航空機の騒音について善処を要望したこと、さらに、昭和45年6月には、教職員会宜野湾支部が、普天間飛行場では、その前年から同年にかけて、滑走路の拡張工事、ヘリコプターや大型輸送機の離着陸が急増し、これに伴い爆音が昼夜の別なく鳴り響いており、普天間飛行場周辺の教育活動に与える影響が大きいとして、爆音の即時中止を要求する決議を行ったことが認められる。

これらの事実によれば、遅くとも、沖縄が本土に復帰した日である昭和47年5

月15日の時点では、既に、普天間飛行場周辺が本件航空機騒音に曝露されている地域であることは一般に広く知られるに至っており、社会問題化していたと推認される。そうすると、それ以降に普天間飛行場周辺の本件センター内に転居した原告らは、どの地域がどの程度のW値の騒音に曝露されていたか等の騒音の詳細な実態はともかくとして、被告が主張するように、普天間飛行場周辺では、離着陸する航空機による相当程度の騒音があることを、認識し、又は認識し得たと考えるのが合理的である。¹⁾

2 しかし、本件において、危険への接近の法理を適用して被告を免責すべきか否かを判断するに当たっては、さらに、さきの認定に係る、又は当裁判所に顕著な以下のような事情を考慮する必要がある。

(1) 沖縄では、地縁・血縁による結び付きが強いことから、人々は、自らが生まれ育った土地や、親族が生活する土地に居住する傾向が強く、また、いったん自らが生まれ育った地域を離れた者であっても、しばらくした後は同一の地域又は近隣の地域に戻って生活する者が多いという実態がある。このことは、普天間飛行場が民有地を強制的に接収して形成されたという歴史的背景もあって、かつて普天間飛行場の存在する土地に居住していた人々についてはもとより、普天間飛行場周辺の土地に関わりを持っていた人々についても妥当する。

(2) 沖縄本島中部地域では、その陸地面積の約25.3%が米軍基地で占められている。宜野湾市については、普天間飛行場が同市の陸地面積の約24.7%を占め、普天間飛行場にキャンプ瑞慶覧等を加えた米軍基地が同市の陸地面積の約32.7%を占めている。そして、宜野湾市では、米軍基地を除く大半の地域が第1種区域に含まれていて、普天間飛行場の本件航空機騒音の影響を受けずに居住できる地域は少ない。したがって、近接する嘉手納飛行場の航空機騒音をも考慮に入れた場合、沖縄本島中部地域に居住する人々にとっては、居住地を選択する余地が限られており、普天間飛行場又は嘉手納飛行場の航空機騒音の影響を受けない地域を居住地として選択することは、必ずしも容易ではない。

この点、沖縄本島中部地域に居住する人々が新たに居を構える場合に、騒音問題のない沖縄本島北部地域、同南部地域に居住することも選択肢の一つとして考えられるが、同地域での雇用状況、交通事情、住宅事情等を考慮すると、実際問題としては、選択の幅がさほど広くなるとはいえない。

(3) 生活環境整備法に基づく本件センターの範囲は、沖縄防衛局等に備え付けられた図面を縦覧しなければ把握できないものであり、普天間飛行場の本件センターの範囲やそのW値の程度は、一般人にとって明確なものではない。したがって、普天間飛行場の周辺地域に転居しようとする原告らにとっては、その居住地が、本件センターに属するのか否か、また、どの程度のW値の航空機騒音があるのか等の騒音の詳細な実態を把握することは容易ではなく、被告が本件センターについて住民に積極的な情報提供を行っている事実も認められないから、原告らにその調査を期待することも困難である。

また、普天間飛行場を離着陸する航空機（取りわけ、ヘリコプター）は、これが軍用機である性質上、飛行時間、飛行回数、飛行コース等が必ずしも定まっておらず、かつ、原則として、飛行予定が住民や自治体に開示されることはないから、騒音の発生状況に常態性、定期性がなく、その意味からも、原告らが騒音の詳細な実態を把握することは容易ではない。

(4) 被告が免責の法理としての危険への接近の法理の適用を主張する原告らは、「原告居住関係等一覧表」に記載のとおりである。そして、同原告らが普天間飛行場の本件センター内の住所地を転居場所として選択した理由は、その大半が、あらかじめ被告が質問書に選択肢として列挙した、「家族の都合」、「結婚」、「家や土地の相続」、「家や土地の購入・新築」、「就職・転勤又は仕事の都合」、「通勤又は通学の便宜」、「肉親の看護世話、実家の手伝いをし、又は肉親・実家の支援を受けるため」、「実家又はその近くに戻った」、「子供の教育・勉学のため」に当たるものであり、そのほかの転居理由としては、「家賃の安い借家に転居した」等の経済的事情、「離婚」等の家庭の事情、「市会議員として政治活動をするため」、「選挙

権の取得」などがある。

このように、原告らが普天間飛行場の本件センター内に転居するについては、地縁上、血縁上の理由や、生活上、職業上の理由など、それ相応のやむを得ない事情があったものと判断される。被告の指摘する「被告からの質問書に回答をしていない原告ら」、「陳述書を提出していない原告ら」についても、訴訟遂行上誠意を欠く面があるとはいえ、他の原告らと同様に、地縁上、血縁上の理由や、何らかの生活上、職業上の理由により、やむを得ず転居したと推定される。

(5) 前記のとおり、普天間飛行場の周辺地域、特に普天間飛行場に近接した地域においては、なお、かなり大きい航空機騒音に曝露されており、この地域に居住する原告らが本件航空機騒音により受けている生活妨害、睡眠妨害及びこれらに伴う精神的苦痛等の程度はかなり高い。

(6) 近接する嘉手納飛行場の爆音差止等請求事件においては、平成6年2月24日に第1次訴訟の第1審判決が、平成10年5月22日に第1次訴訟の控訴審判決が、平成21年2月27日に第2次訴訟の控訴審判決が出され、それぞれ、W値75, 80の区域の航空機騒音が受忍限度を超えていたとの判断が示された(ただし、平成17年2月17日に言い渡された第2次訴訟の第1審判決は、W値75, 80の区域の航空機騒音は受忍限度内であるとした。)。それにもかかわらず、前記のとおり、普天間飛行場のW値75, 80の区域について被告が講じている諸方策の効果は、現時点では限定的なものにとどまっており、到底、原告らの被害を根本的に解消してはいない。

(7) 被告は、昭和48年に、自ら政策的な目標値として環境基準を設定し、普天間飛行場周辺において、10年を超える期間内に可及的速やかにその基準値を達成すべき旨を定めているにもかかわらず、前記のとおり、普天間飛行場の周辺地域においては、なお相当程度の地域において未達成のままである。

3 以上の2(1)ないし(7)の事情を総合すると、被告が危険への接近の法理の適用を主張する原告らが、本件航空機騒音の存在を認識しながら、普天間飛行場周辺の

本件コンター内に転居するなどしたもので、航空機騒音による被害を「容認」していたとしても、最高裁昭和56年大法廷判決にいう「特段の事情」の存在が認められるから、同原告らにおいてその被害を受忍すべきものではなく、被告が損害賠償責任を免れることはできない。

すなわち、本件においては、上記2(1)ないし(7)に挙げた被害者側及び加害者側の双方の事情、取りわけ、沖縄本島中部地域では、普天間飛行場の騒音の影響を受けずに居住できる地域が限られていて、もともと損害回避の可能性が乏しい中で、原告らは、地縁上、血縁上の理由から、あるいは、生活上、職業上の理由から、やむを得ず普天間飛行場周辺に転居したものであって、特段非難される事情は認められないのに対し、被告の側は、近接する嘉手納飛行場について、騒音被害が違法な水準に達しているとの司法判断が3度にわたって示されているにもかかわらず、普天間飛行場について抜本的な騒音対策を講じないまま現在に至っており、いまだ自らが定めた環境基準における基準値も達成していない等の事情にかんがみると、原告らにおいて普天間飛行場の本件航空機騒音による被害を受忍すべきものとして、被告の損害賠償責任を免れさせることは、衡平の理念に照らして相当ではない。

危険への接近の法理による免責をいう被告の主張は、理由がない。

4 また、以上の説示からすれば、危険への接近の法理による免責の可否を判断する上で、さきに2(4)で検討したこと以上の個々の原告らの具体的な認識や転居に至る事情は、本件の結論を左右するものではなく、これに立ち入って検討する必要をみない。

もっとも、仮に、原告らの中に、特に騒音問題を利用しようとする意図をもって普天間飛行場周辺に接近してきた者とか、普天間飛行場周辺に居住することによって得られる何らかの利益を期待し、これを代償として普天間飛行場周辺に転居したなど、転居の経緯に非難されるべき事情がある者がいるとすれば、これらの者との関係では、危険への接近の法理による免責が認められる余地がある。しかし、これらの者の存在は、むしろ被告において主張・立証すべきものであるが、本件におい

て、被告から、この点についての個別具体的な主張・立証はない。

5 被告は、上記基準日以降に普天間飛行場周辺の本件センター内に居住を開始した原告らについては、仮に、危険への接近の法理による免責が認められないとしても、航空機騒音による被害の認識があるか、又は過失によりその認識を欠いていたから、少なくとも、損害賠償額の算定に当たって、これを相当程度減額すべきであると主張する。

しかし、本件においては、上記2(1)ないし(7)に挙げた被害者側及び加害者側の双方の事情にかんがみると、危険への接近の法理を理由として被告の損害賠償額を減額することも、衡平の理念に照らして相当ではない。

したがって、危険への接近の法理による減額をいう被告の主張は、いずれの原告らとの関係においても理由がない。

第6 基本となる慰謝料額について

1 普天間飛行場周辺に居住する原告らが曝露されている本件航空機騒音の程度は、本件センターのW値に基づき認定するのが相当であり、また、原告らが低周波音を含む本件航空機騒音によって受ける精神的苦痛等の被害も、本件センターのW値が高くなるに従いその程度も大きくなるから、慰謝料額の算定に当たっては、本件センターのW値を基準として算定するのが相当である。

2 本件における慰謝料額の算定に当たっては、さきの認定に係る、又は証拠によって認められる以下のような事情を考慮する必要がある。

(1) 普天間飛行場の周辺地域、特に普天間飛行場に近接した地域では、なお、かなり大きい航空機騒音に曝露されており、この地域に居住する原告らが本件航空機騒音により受けている生活妨害、睡眠妨害及びこれらに伴う精神的苦痛等の程度はかなり高い。

(2) 特に、平成16年8月13日に発生した沖縄国際大学への米軍ヘリコプターの墜落事故によって、米軍機の墜落への恐怖は現実的なものとなり、原告ら周辺住民の精神的苦痛が増大している。

(3) 被告は、後記のとおり、住宅防音工事等の周辺対策には力を入れているが、その効果は限定的なものにとどまっており、到底、原告らの被害を根本的に解消してはいない。被告は、近接する嘉手納飛行場について、騒音被害が違法な水準に達しているとの司法判断が3度にわたって示されているにもかかわらず、普天間飛行場について抜本的な騒音対策を講じないまま現在に至っており、いまだ自らが定めた環境基準における基準値も達成していない。

(4) むしろ、日米合同委員会で平成8年規制措置（騒音防止協定）が合意された平成8年以降、普天間飛行場での本件航空機騒音は、年度によっては増大している。

(5) 平成8年規制措置上、午後10時から翌日午前6時までの米軍機の飛行は、「アメリカ合衆国の運用上の所用のために必要と考えられるものに制限される」とされているが、最近は、「運用上の所用のために必要」との理由で、午後11時前までの飛行が常態化している。これに対し、被告は、米軍に運用上の必要性について調査・検証するよう求めるなど、平成8年規制措置を遵守させ、これを実効あるものにするための適切な措置をとってはいない。そのため、平成8年規制措置は、事実上、形骸化していると言っても過言ではない。

実際、被告（国土交通省航空局、気象庁）が監修した2010年版の運航マニュアル「AIM-j」には、普天間飛行場の運用時間について、月曜日から金曜日までが午前7時から午後11時までと明記されていることであり（最近の新聞報道による。）、被告が米軍に対して午後11時前までの飛行を承認している事実が窺われる。

(6) 平成8年規制措置上、普天間飛行場の場周経路についても、「できる限り学校、病院を含む人口稠密地域上空を避けるよう設定する」とされているが、宜野湾市が独自に行った調査結果や被告の調査結果によると、必ずしもこの規制は守られておらず、被告として、上記規制を遵守させ、これを実効あるものにするための適切な措置をとってはいない。

(7) さらに、アメリカ合衆国では、域外の飛行場を含めて航空施設整合利用ゾー

ンプログラム（A I C U Z）が運用されており、飛行場周辺にはクリアゾーンが設定されているが、普天間飛行場周辺では、クリアゾーンに属すべき地域内に学校、病院その他、本来建築されるべきでない施設が存在する（なお、この経緯について、「危険への接近」として原告らを非難することができないことは、前記のとおりである。）。その結果、普天間飛行場では、基地と住宅など民間の施設とが極めて近接して存在しており、そのため、普天間飛行場は「世界一危険な飛行場」と称されている。

3 基本となる慰謝料の額については、原告らがW 7 5 区域又はW 8 0 区域に居住することにより最低限等しく曝露される本件航空機騒音の程度、原告らが最低限等しく受けている本件航空機騒音による被害の内容及び程度、その他上記2(1)ないし(7)に挙げた事情を始めとする一切の事情を総合考慮し、本件コンターのW値ごとに分けて算定すべきである。

原判決は、上記慰謝料額を、W 7 5 区域については1日当たり100円（月額約3000円）、W 8 0 区域については1日当たり200円（月額約6000円）とするのが相当であるとしている。上記の額は、いわゆる横田基地第3次訴訟控訴審判決（東京高裁平成6年3月30日判決）で認定された額とほぼ同額であり、その後、横田飛行場を始め、同様に米軍基地である厚木飛行場、嘉手納飛行場において繰り返された航空機騒音に係る損害賠償請求訴訟で認定された慰謝料額とほぼ同額である。

ところで、横田基地第3次訴訟は、昭和57年7月21日に提訴されたものであり、本件（第1事件）が提訴された平成14年10月29日まで、約20年が経過しているから、現時点においても、上記の慰謝料額が依然として相当か否かについては、改めて検討する必要がある。

そこで、比較的類型的な判断に馴染みやすい交通事故損害賠償請求訴訟における慰謝料額の推移をみると、一家の支柱が交通事故により死亡した場合の死亡慰謝料額は、昭和57年当時は1300万円を、平成14年当時は2800万円を、それ

ぞれ一つの目安として算定されていた。したがって、昭和57年ころから平成14年ころまで、生命、身体等の法益に対する社会的評価が大きく高まり、その侵害に対する精神的苦痛を慰謝するために必要な金員の額も、2倍を超えて高騰している。

そうすると、原判決が認容した上記慰謝料額は、現時点では低きに失していると評価せざるを得ず、上記のような推移にかんがみれば、本件の慰謝料額は、横田基地第3次訴訟控訴審判決の倍額、すなわち、W75区域については1日当たり200円（月額約6000円）、W80区域については1日当たり400円（月額約1万2000円）とするのが相当である。

第7 住宅防音工事による慰謝料額の減額について

1 住宅防音工事による計画防音量は、W80区域では25dB以上、W75区域では20dB以上を目標としているが、嘉手納飛行場周辺での測定結果によれば、住宅防音工事が施工された住宅では、実際に26dBないし29dB程度の防音効果があったから、住宅防音工事は、おおむね計画防音量を満たしている。そして、被告は、前記のとおり、住宅環境整備法4条に基づき、普天間飛行場周辺で、平成20年度までに、359億円余りを助成して新規工事及び追加工事を行ったほか、空気調和機器機能復旧工事、空気調和機器稼働費等の助成を行い、騒音対策に力を入れている。

これらの騒音対策に向けての被告の努力は、相応に評価されるべきものであり、住宅防音工事は、これを一般的な違法性ないし受忍限度の判断の事情として考慮することはできないとしても、原告らのうち、被告から住宅防音工事の助成を受けてこれを実施した者及びその同居者については、一定程度騒音被害が軽減されたものとして、慰謝料額の算定に当たって斟酌するのが相当である。

2 しかし、慰謝料額の減額割合を決めるに当たっては、以下に挙げるような事情を考慮する必要があり、住宅防音工事そのものによる防音効果の程度（3）、部屋を密室化することに伴う生活の質の低下や冷房の使用による電気料金の負担（4、5）、そして、沖縄に特有の事情として、その気候や生活習慣（6）を考慮に入れ

た場合には、住宅防音工事による騒音対策の効果を、被告が主張するような慰謝料額を大幅に減額する事情として評価することは困難である。

3 まず、住宅防音工事による防音効果に関しては、住宅防音工事を実施していない通常の建物についても、建物自体が一定の遮音効果を有しており、開口部を閉めた状態で、通常、10dBないし15dB程度の遮音効果があることを考慮する必要がある。すなわち、嘉手納飛行場周辺での測定結果によれば、実際に、非防音室について、屋外との間で、8dBないし18dB程度の騒音のレベル差がある。

そうすると、住宅防音工事を実施した部屋における上記1の防音効果（26dBないし29dB程度）のかなりの部分は、建物自体による遮音効果によりもたらされたものであって、住宅防音工事に起因するものではなく、住宅防音工事そのものによる防音効果は、上記1の数値よりかなり低いものになる。その意味で、原告らの多くが、その陳述書等において、防音工事の効果が余りないと述べているのも、一概に主観的な判断として排斥しきれないものがある。

そして、もとより、建物自体による遮音効果は、慰謝料額の算定に当たって、被告に有利に斟酌されるべきものではない。

4 また、前記のとおり、住宅防音工事は、部屋を密室化することを前提として、その工事内容が定められている。しかし、部屋を密室状態にすると、閉塞感が生ずるのを避けられないし、換気の悪さ等による生活の質の低下という問題も生ずるから、通常人が、一日中、密室化された室内で生活することは困難である。また、部屋を密室化すると、夏季を中心として相当の期間、冷房を使用せざるを得ないが、これによる電気料金の負担の点は、実際上、大きな問題となる。したがって、住宅防音工事という方法による騒音対策は、騒音の発生そのものを抑制する音源対策や運航対策に比べて、その効果におのづから限界がある。

この点、被告は、住宅防音工事による減額は工事施工室数に比例させるべきであると主張するが、電気料金の負担という面から冷房の使用には限界があることにかんがみると、現実には、住宅防音工事のされた室数が増えるのに比例して当該住宅

の防音効果が上がるということにはならない。

5 加えて、通常の生活においては、洗面所、浴室のほか、屋外など、住宅防音工事がされた部屋以外における生活時間も必要不可欠であるが、住宅防音工事は、このような生活の場面において防音機能を有するものではない。

6 上記の3ないし5の点は、横田、厚木、小松等の県外の温帶地方にある飛行場周辺の住宅にも当てはまる事情であるが、沖縄では、さらに、次のような事情を考慮する必要がある。

(1) すなわち、沖縄は、いわゆる亜熱帯地方に属していて、高温多湿であるという気候の特質から、部屋を密室化した場合には、温帶地方にある飛行場周辺の住宅よりかなり長期間にわたって、冷房を使用せざるを得ない。しかし、いつ飛来するか分からぬ米軍機のために、常時、2、3台の冷房装置を使用するというのは、電気料金が大きな負担となり、沖縄県の平均的な家庭における現実的な生活形態にはそぐわない。原告らが提出した陳述書においては、住宅防音工事の問題点として、その効果のほかに、電気料金の負担の点を挙げる者が極めて多い。

(2) また、沖縄は、高温多湿ではあるが、海洋性気候であって、最高気温は夏季でも32度程度までしか上がらず、かつ、比較的風が強いため、日陰ではしのぎやすく、窓を開ければ、夏でも冷房を使用せずに生活できる。そのため、沖縄では、ふだんは、冷房を使用しないで、窓を開け放して暮らす人が多い。普天間飛行場のある沖縄本島中部地域でも、このような生活習慣が一般化している。

(3) その結果、沖縄では、住宅防音工事がされた住宅でも、窓を閉め切って生活する者は必ずしも多くはなく（前記のとおり、沖縄県調査によれば、常に窓を閉め切って生活する者は、10%ないし20%にすぎない。）。住宅防音工事は、現実には、必ずしもその期待した効果を上げていない。

7 以上によれば、住宅防音工事は、米軍機による騒音を一定程度遮断する効果を有するものの、部屋を密室化することを前提としているため、同時に、生活の質の低下や電気料金の負担を始めとして、種々の問題点を有しており、特に、沖縄の

ように、高温多湿の気候で、また、窓を開け放して暮らす生活習慣がある地域においては、部屋を密室化することを前提とする騒音対策は、住民の現実的な生活形態にそぐわない。

これらの事情を考慮すると、普天間飛行場周辺の住宅における防音工事の効果を、温帯地方にある飛行場周辺の住宅の場合と同じように評価するのは相当ではなく、結局、本件の住宅防音工事による慰謝料額の減額に関しては、① 最初の1室については、基本となる慰謝料額の10%を減額する、② 2室目以降については、1室増えるごとに基本となる慰謝料額の5%を減額する、③ しかし、減額割合は、最大でも基本となる慰謝料額の20%にとどめる、という取扱いをするのが相当であり、かつ、衡平の理念にかなう。

以上